

砺波市農業委員会 7月総会議事録

開催日時 令和5年7月5日(水)午後4時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 28名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
3番	境 真由美	17番	樋掛 雅彦
4番	館 和香子	18番	亀永 理恵
5番	川邊 洋	19番	平木 哲
6番	源通 一郎	20番	山本 涉
7番	松原 光雄	21番	山本 憲政
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	28番	吉田 孝夫
14番	川邊 孝之	29番	西原 登

欠席した委員 1名

22番 宮崎 雄介

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農地調整専門員 林 憲正

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第17号 事業計画変更の申請に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 16:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会7月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、平木会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。7月に入りましたが、天候が不安定で各地で雨による被害がたくさん出ていると耳にします。砺波市内でも農作物の収穫に悪影響がないよう願うところです。

さて、先日新潟県の村上市農業委員会のみなさんが砺波市を訪問されました。その際に話題となりましたのが地域計画についてです。令和5年度から令和6年度にかけて将来の農地利用の姿を示す目標地図の作成を進めていくこととなります。農業委員としての役割がこれからさらに重要となることをあらためて感じました。

本日は3年間の任期中最後の総会となります。みなさま慎重にご審議をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中28名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。

なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので平木会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号29番 西原 登委員・議席番号2番 鴨井 克之委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

「議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

隣接農地の所有者である譲受人が、中間田として耕作していた申請地を取得するものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第14号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (なし)

議長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第14号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第15号農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の1ページから4ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、分譲宅地を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の5ページから8ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」になります。譲受人は、事務所の駐車場が狭く、外部の物置も必要であったことから申請地を購入し、不足部分を解消します。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第15号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 員 (「はい」の声あり)

議長 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1番について、申請農地は商業施設から近く、県道沿いに位置しています。周辺も住宅やアパートに囲まれ住環境が充実していることから宅地分譲を計画しています。ご承認よろしく申し上げます。

委員 員 (「はい」の声あり)

議長 長 原野委員、どうぞ。

原野委員 2番について、申請者は元々市外に居住しておりましたが、地区の空き家とその敷地を購入し事務所として利用しています。その事務所が手狭になったことから、事務所周辺の申請地を駐車場・物置の敷地として不足部分を解消するものです。ご承認よろしく申し上げます。

議長 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第15号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第16号農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し、意見決定について」事務局より説明願います。

事務局

議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の9ページから12ページまでと併せてご覧ください。

申請地は土地改良事業実施済み区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。譲受人は、譲渡人の子であります。実家の家族の高齢化により、農作業が難しくなってきたことから、農業を継承することとして実家に隣接して住居を設けます。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の13ページから16ページまでと併せてご覧ください。

申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。譲受人は電気事業を行っており、今回申請地付近で鉄塔の建替工事を行うにあたり、基礎工事で採掘した土砂の仮置き場として、申請地を一時的に使用するものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の17ページから20ページまでと併せてご覧ください。

申請地は土地改良事業実施済み区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。譲受人は、既存の山間地資材置場が手狭となったことから、隣接する申請地を賃借し、資材置場の拡張を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第16号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　黒田委員、どうぞ。

黒田委員 2番については、申請者が鉄塔の建替工事を行うにあたり、発生する残土の仮置き場として申請地を借り受けるものです。

3番については、申請者が利用する資材置き場が手狭になったことから、敷地の拡張のため申請地を借り受けるものです。ご承認よろしく願います。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第16号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第17号事業計画変更の申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の4ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。
申請者は、令和4年8月31日に一時転用の許可を受けてから砂利採取を行っており、6割程度採取が完了しているところです。隣接する農地を砂利採取仮設運搬路として事業計画変更前の申請者と共同で使用しておりましたが、共同使用者の砂利採取事業が完了したことに伴い、その砂利採取仮設運搬路を承継し、田の原形復旧を行うため、計画を変更します。
以上でございます。
ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第17号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 2年前に砂利採取を目的として一時転用の申請がされ、その際に砂利の運搬・埋め戻しの作業用として今回の申請対象農地である仮設通路敷地もあわせて申請されていました。現在は砂利採取は終了し、埋め戻しもされています。この度、隣接地で砂利採取を行っている申請者が運搬路部分について引き続き使用したいということで事業計画の変更の申請を行った

ものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。
ただ今の「議案第17号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号について事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・報告第2号説明)

議 長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 16 : 30)